

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第3項の規定及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成23年内閣府令第65号）第4条第4項の規定に基づき、準天頂衛星システムの運用等事業に係る事業契約の変更について公表します。

令和 3年 3月26日
内閣総理大臣 菅義偉

準天頂衛星システムの運用等事業
事業契約の変更に係る公表について

1. 変更後の事業契約の内容

(1) 公共施設等の名称及び立地

準天頂衛星システムに係る衛星管制、測位関連サービス（衛星測位、サブメータ級測位補強、センチメータ級測位補強、公共専用、測位技術実証、SBAS 配信及び高精度測位補強配信）の提供及びメッセージ通信関連サービス（災害・危機管理通報及び衛星安否確認）の提供を行うために必要な施設（以下「地上システム」という。）

立地に関する民間事業者の提案は以下のとおり。

主管制局（主局）：茨城県常陸太田市 性能評価センター内

主管制局（副局）：兵庫県神戸市西区 神戸航空交通管制部内

(2) 選定事業者の商号又は名称

東京都府中市日新町一丁目 10 番地

準天頂衛星システムサービス株式会社

代表取締役社長 鎌形 亨

(3) 公共施設等の整備等の内容

当初の事業契約書に規定した以下の業務について、衛星 3 機の追加による準天頂衛星システム 7 機体制への拡張に対応するために必要な事項を追加する。

- ・総合システムの設計・検証等及び地上システムの開発・整備等に関する業務
- ・地上システムの維持管理等に関する業務
- ・総合システムの運用等に関する業務

(4) 契約期間

平成 25 年 3 月 29 日～令和 15 年 3 月 31 日（変更なし）

(5) 契約金額

50,000,885,000 円（税込）の増額

(6) 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

当初の事業契約書における規定のとおり。

(7) 契約終了時の措置に関する事項

原則として、当初の事業契約書における規定のとおり。

ただし、準天頂衛星システムの継続的なサービス提供を確実なものとするために、契約終了時において、事業者が追加で整備する地上システムを、発注者又は発注者が別途指定する者に無償で譲渡するものとする。

2. 変更の理由

衛星3機の追加による準天頂衛星システム7機体制への拡張に対応するため。

以 上